

別紙様式2-1（処遇改善加算 総括表）

提出先 札幌市

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和7年度）

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケイジンカイ			
法人名	社会福祉法人湊仁会			
法人所在地	〒	064-0823		
	札幌市中央区北3条西28丁目2番1号			
フリガナ	クボタ ユウジ			
書類作成担当者	窪田 裕二			
連絡先	電話番号	011-640-6767	E-mail	kubota-yu@kejinkai.or.jp

2 賃金改善計画：加算額以上の賃金改善について（全体）

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	8,024,040	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額（賃金改善が必要な額）（a + b）	c)	8,024,040	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額（③の額以上となること。障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。）	d)	11,572,380	円

【記入上の注意】

- ・ 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件Ⅰ（処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		2,606,580	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額（①の見込額以上となること）		10,116,240	円

【記入上の注意】

- ・ 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記			
① 令和7年4月以降の加算見込額のうち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額		0	円
② 上記①を源泉として実施する新たな賃金改善の見込額		円	(0.00 %)
③ うち、基本給等の給与の引上げによる賃金改善の見込額（②の額の2/3以上となること）		円	
④ ③は月額(1)が月間定率(2)とした場合(1)		(0 円)	

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(4)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記

×

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

○

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

☐
☒
☐
☐

小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。

職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。

年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

その他()

(6)キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

○

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

○

補助金を申請予定でない場合、各加算区分の算定に必要な令和7年度中の職場環境等要件を満たす。
※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。

【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

該当

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約をすること(誓約)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
- ・「生涯性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち3以上の取組(うち1は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約をすること(誓約)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
- ・「生涯性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針、人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業所の共同による採用(人事コーディネーション)業務のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経営者・有識者等とにわたる、様々な採用の仕組みの構築(採用の電話でも可) ④就業の障壁の受入や地域行事への参加や主客による就業面方向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	①働きながら医療資格等の取得を目指す者に対する指導受援支援や、専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各医療資格の生基研修制度、サービス管理責任者研修、聴覚空間認知、聴覚性支援者養成研修等の聴覚関連専門研修研修の受講支援等 ②研修の受講やキャリア支援制度と人事等との連携によるキャリアサポート制度等の導入 ③エンリッチメント(仕事やメンタル面のサポート)等とする担当者、制度等導入 ④上級者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援	①子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設等の整備 ②就業の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
多様な働き方の推進	①非有給休暇を取得しやすい雰囲気、意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に1回取得、付与日数のうち50%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、最近1年からの積極的な声かけ等に取り組んで、る ②非有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ③働き方をする者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配属 ④休まずや遅刻遅退無休、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置や相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	①短時間勤務労働者等も負担可能な健康診断・ストレスチェックや、緊急時のための休憩室の設置等健康対策の実施 ②腰痛に介護職員の身体負担軽減のための介護技術の研修支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、実務者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ③事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 ④職場の課題の見える化・課題の抽出・課題の解決化、業務時間外の実施等)を推進している
生涯性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組	①SD活動(業務管理の手法の工夫、整理・整頓・清掃・清潔・安全の5S活動とったもの)等の実施による職場環境の整備を行っている ②業務改善の作成や、整理・報告形式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ③情報支援ソフト(記録、情報共有、業務支援等)が必要なもの、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ④介護ロボット・見守り支援、給食支援、移動支援、入浴支援、介護支援支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビデオチャットツール含む)の導入 ⑤業務内容の明確化と役割分担を行い、同じ介護職員が交代に集中できる環境を整備。特に、新卒実習(台事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイキング等)がある場合は、同僚支援業務に従事する者の任用や休養等を行うなど、疲労の見直しやシフトの組み換え等を行う。
やりがい・働きがいの醸成	①各課長等との共同設置、多職種・計画の共同策定、他課の共同購入等の業務改善部門の発着、共同で行うITインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を促した職場環境の改善に向けた取組の実施 ②チーム力育成による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の能力・介護職員の気づきや働きがいの醸成や支援内容の改善 ③地域社会への参加・有用性(インクルージョン)の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ④利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ⑤支援の経路制や、利用者やその家族からの謝意等の情報と共有する機会の提供

見逃し要件【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

- ・ 実施する具体的な方法について、チェック(✓)すること。なお、令和7年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	☐ 職場環境等要件の22項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公表システム」下の掲載
	☐ 職場環境等要件の22項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じ提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 4 月 10 日 法人名 社会福祉法人湊仁会
代表者 職名 理事長 氏名 谷内 好

(確認用) 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		○
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について			○
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	
(7)	職場環境等要件	障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	

4 要件を満たすことの確認・証明		○
・ 必要な項目が全て選択されていること		
・ 誓約・記名が行われていること		

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

法人名 社会福祉法人環仁会

【記入上の注意】

・「オレンジ」ピンク色のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

処遇改善加算(見込額)の合計(円) (別添様式2-1 ①の丙表)	8,024,040 円
うち、処遇改善加算算出相当の1/2(見込額)の合計(円) (別添様式2-1 ③(イ)に転記)	2,606,580 円
うち、新たに追加する旧ベースアップ等加算相当の見込額(円) (別添様式2-1 ③(ロ)に転記)	0 円

* 処遇改善加算が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

⑥キャリアパス要件Ⅵについて(「令和7年度の算定予定Ⅵについて」)

改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数

処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数

1
6

提出先 札幌市

施設番号 サービス番号 事業所番号	指定検査 事業所名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり訪問介護 サービス等提供施設 数(円) (a)	令和7年3 月時点の算 定区分	加算率	令和7年4月以 降に 算定する処遇改 善加算の区分	加 算 率 (b)	算定対象月 (c) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算 の見込額(円) (a×b×c)	①月額賃金要件Ⅰ		②月額賃金要件Ⅱ		③④キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ	⑤キャリアパス 要件Ⅲ	⑥キャリアパス 要件Ⅳ	⑦キャリアパス 要件Ⅴ	
		都道府県	市区町村										月額賃金加算 要件Ⅰを満 たす 1/2	所定に増加する 月額賃金加算 要件Ⅱを満 たす							
1	010100047	札幌市	北海道	市山形別荘 ホームヘルパー ステーション	在宅介護	750,000	処遇改善加算Ⅰ	41.7%	処遇改善加算Ⅰ	41.7%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	3,753,000	1,228,500	○		○			○	1	特定事業所加算
2	010100047	札幌市	北海道	市山形別荘 ホームヘルパー ステーション	車庫訪問介護	600,000	処遇改善加算Ⅰ	34.3%	処遇改善加算Ⅰ	34.3%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	2,469,600	788,400	○		○			○	0	特定事業所加算
3	010100047	札幌市	北海道	市山形別荘 ホームヘルパー ステーション	同行介護	60,000	処遇改善加算Ⅰ	41.7%	処遇改善加算Ⅰ	41.7%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	300,240	98,280	○		○			○	0	特定事業所加算
4	010500042	札幌市	北海道	コミュニティホー ム白石 ホームヘルパー ステーション	在宅介護	300,000	処遇改善加算Ⅰ	41.7%	処遇改善加算Ⅰ	41.7%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,501,200	491,400	○		○			○	0	特定事業所加算
5	010500042	札幌市	北海道	コミュニティホー ム白石 ホームヘルパー ステーション	車庫訪問介護		処遇改善加算Ⅰ	34.3%	処遇改善加算Ⅰ		令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)					○			○	0	特定事業所加算
6	010500042	札幌市	北海道	コミュニティホー ム白石 ホームヘルパー ステーション	同行介護		処遇改善加算Ⅰ	41.7%	処遇改善加算Ⅰ		令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)					○			○	0	特定事業所加算